

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖ヶ丘学園（以下「学園」という。）の寄附行為第51条の規定に基づき、役員並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、寄附行為第31条に基づき選任された者をいう。
- (5) 陪席者とは、理事会及び評議員会に出席し、議案について説明を実施する役員並びに評議員以外の者をいう。
- (6) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金及びその他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、この役員等の報酬等には、学園給与規程に基づくものを含まない。
- (7) 費用とは、職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。

2 常勤の役員及び非常勤の役員には、賞与及び退職慰労金は支給しない。

3 職員を兼務する役員は、学園給与規程による給与を支給し、役員の報酬等は支給しない。ただし、理事会及び評議員会に出席した場合は、報酬等の額の算定方法により報酬等を支給する。

4 評議員に対しては評議員会への出席、陪席者に対しては理事会及び評議員会に出席し、議案について説明を実施した場合は、報酬等の額の算定方法により報酬等を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、別表1に定める額とする。

2 非常勤の役員に対する報酬等の額は、別表2に定める額とする。

3 職員を兼務する役員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

4 評議員並びに陪席者に対する報酬の額は、別表4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等は、毎月23日に支給する。ただし、報酬等の支給日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

2 非常勤の理事及び職員を兼務する理事に対する報酬等は、理事会又は評議員会等への出席等学園のための業務にあたった日の翌月の 23 日に支給する。ただし、報酬等の支給日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

3 非常勤の監事に対する報酬等は、毎月 23 日に支給する。ただし、報酬等の支給日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

4 評議員及び陪席者に対する報酬等は、評議員会への出席等学園のための業務にあたった日の翌月の 23 日に支給する。ただし、報酬等の支給日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

5 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。

6 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 役員等には、別に定める学園旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤の役員に就任した者（職員を兼務する役員を除く）には、その日から報酬等を支給する。

2 常勤の役員（職員を兼務する役員を除く）が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬等の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

第 9 条 この学園は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

別表1 [常勤の役員に対する報酬]

従事日・時間数	月 額
原則週5日・1日6時間（週30時間）	給与表 職能給55等級×100%
原則週4日・1日6時間（週24時間）	給与表 職能給55等級×80%
原則週3日・1日6時間（週18時間）	給与表 職能給55等級×60%
原則週2日・1日6時間（週12時間）	給与表 職能給55等級×40%
原則週1日・1日6時間（週6時間）	給与表 職能給55等級×20%

別表2 [非常勤の役員に対する報酬]

(1) 理事

業 務	報酬額
理事会への出席	日額 30,000円
評議員会への出席	日額 20,000円
上記の他、法人業務のための勤務	日額 10,000円

(2) 監事

業 務	報酬額
理事会並びに評議員会への出席及び 監事監査業務	月額 20,000円
上記の他、法人業務のための勤務	日額 10,000円

別表3 [職員を兼務する役員に対する報酬]

(1) 理事

業 務	報酬額
理事会への出席	日額 20,000円
評議員会への出席	日額 10,000円

別表4 [評議員等に対する報酬]

(1) 評議員

業 務	報酬額
評議員会への出席	日額 20,000円

(2) 陪席者

業 務	報酬額
理事会等会議への出席	日額 10,000円